

## 平成30年第4回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月10日(火)午後3時00分から3時33分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
9番 佐々木 喜克 君	10番 鈴木 幸雄 君
11番 三浦 弘文 君	12番 豊川 敏雄 君
13番 鳥谷部 甚一郎 君	14番 北村 勉 君
15番 柏田 雅俊 君	16番 森田 英里子 君
17番 鳥谷部 孝雄 君	18番 三浦 房雄 君
19番 中川原 隆雄 君	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理  
について

第4 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画の承認について

議案第18号 職員の任免について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君

7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から平成30年第4回総会を開会いたします。  
本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。  
本日の総会の議事日程はお手元に配付してありますとおり、報告第5号の1件及び議案第16号から第18号までの3件です。  
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（竹洞）** 本日は、全委員出席ですので、総会は成立しております。  
それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。  
日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。  
会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、9番 佐々木 喜克 委員 及び  
15番 柏田 雅俊 委員  
をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂和浩次長を指名いたします。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（赤坂）** [業務報告の朗読及び説明]

**会 長（岩井）** [業務報告の補足説明]

**議 長（岩井）** それでは、ただ今の報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(岩井)** それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

**議長(岩井)** 次に、日程第3、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局(黒沢)** 議案書の1ページ報告第5号と参考資料の1ページをご覧ください。

1番の農地の所在は大字手倉橋字下向田●●、地目は田、面積は●●平方メートルです。賃借人と賃貸人はすでに亡くなっており、賃借人が亡くなり奥さんが作付けしておりましたけれども、体調が悪くなったために合意解約するものです。

2番の農地の所在は大字手倉橋字荷軽井沢の田んぼが3筆で、合計●●平方メートルです。賃借人が死亡したため合意解約するものです。

3番の農地の所在は大字倉石石沢字風原平の田んぼと畑、合わせて5筆で、面積は合計●●平方メートルになります。これは次に貸す人が決まっているということで合意解約になりました。

4番の農地は字上新井田前●●、地目は畑の1筆で、面積は●●平方メートルです。この農地は、これから売買を予定しているということで合意解約となります。

5番の農地は大字倉石石沢字風原平の田んぼが2筆となり、面積は●●平方メートルとなります。この農地は、中間管理事業を活用して貸し出す予定のため合意解約するものです。以上です。

**議長(岩井)** ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**8番(竹原)** 4番は売買予定のため合意解約ということですが、これは五戸台地か。

**事務局(黒沢)** 違います。場所は五戸高校の近くです。

**8番(竹原)** 分かりました。私の勘違いでした。

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

**議長（岩井）** ここで農地調査会、今月担当調査委員は  
8番 竹原 誠 委員  
19番 中川原 隆雄 委員です。  
調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

**議長（岩井）** それでは、日程第4の議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の3ページ議案第16号と参考資料の11ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案9件です。1番から5番までは売買による所有権移転に関する件、6番から9番までは贈与による所有権移転に関する件でございます。

1番から9番までは、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。

ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせいたします。1番の売買価格は●●万円、10アール当たり●●円、2番の売買価格は●●万円、10アール当たり●●円、3番の売買価格は●●万円、10アール当たり●●円、4番の売買価格は●●万円、10アール当たり●●円、5番の売買価格は●●万円、10アール当たり●●円となります。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、担当調査員を代表して竹原誠委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

**竹原誠調査委員** 座って説明させていただきます。農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の 3 ページ議案第 16 号と参考資料の 11 ページをご覧ください。4 月 3 日に、岩井会長と中川原隆雄委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲受人が以前から借りて耕作している農地で、譲渡人は今後も耕作する見込みがないため売買するものです。譲受人はデントコーンを作付けする予定です。

2 番は、譲渡人が破産管財人としてあっせん申し出をした農地で、買い手を募集しても応募者がなかったため、近隣の農地を平成 28 年 12 月に取得した譲受人に事務局が打診したところ、買い受けに応じたものです。譲受人はエゴマを作付けする予定です。

3 番と 4 番は譲受人が同じですが、いずれも譲受人が規模拡大を図っていることを知った隣接地所有者からの申し出により売買することになったものです。譲受人は長芋・ニンニク・緑肥の輪作を行う計画です。

5 番は、10 年ほど前から譲受人が耕作している農地で、譲渡人は今後自分で耕作する見込みがないため売買することになったものです。譲受人は、引き続き水稻を栽培するそうです。

6 番は、譲渡人が高齢になったため、所有する農地を娘である譲受人に生前一括贈与するものです。譲受人は従来どおり農業経営を続けるそうです。

7 番は、譲渡人が労働力不足で経営規模を縮小するため、所有する農地の一部を甥である譲受人に贈与するものです。譲受人は水稻と野菜を作付けするそうです。

8 番は、譲渡人の父親が農地を売り渡した際に登記漏れになっていたもので、今回、贈与により譲受人に所有権を移転するものです。

9 番は、●●村在住の譲渡人が、息子である譲受人に生前一括贈与する農地の内、五戸町内にある分の申請です。譲受人は、従来どおり農業経営を続けるそうです。

以上で調査結果の説明を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**17 番（鳥谷部孝）** 田んぼの 2 番と 5 番はどちらも●●万円だが、どういう田んぼでこの金額なのか。湿田とか、別に悪い田んぼでもないのか、

説明をお願いします。

**事務局（竹洞）** 2番については、管財人の方では処分することが最優先で金額についてはあまりこだわっていないようでした。ただ、この売買については裁判所も承認済みであるということです。5番については調査会の時も発言があったんですけども、当人同士の合意といえますか、それ以上はちょっと…。

**17番（鳥谷部孝）** 金額についてはともかく、田んぼの質、どういう状況なんでしょうか。

**事務局（竹洞）** 2番は何年か田んぼとしては利用していない、耕作していない土地です。5番についてはこれまで普通に水田として作付けしていますので…。

**中川原隆雄調査委員** 補足します。譲受人の●●さんは従来から借り受けしているそうです。それで今、もう持っていてもどうしようもないと、押し付けるみたいに所有者の人から話が出たということで、私も●●万円というのはちょっと安いと思ったんですが、立派な田んぼです。区画整理した田んぼの中で、今、堆肥を置いているのかな、一応、そういうふうにはやっています。

**17番（鳥谷部孝）** はい、分かりました。

**議長（岩井）** そのほかございませんか。

（質疑なし）

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

また、農地調査委員の方々、ご説明ありがとうございました。指

定席にお戻りください。

(調査委員指定席に戻る)

**議長(岩井)** 次に、議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局(黒沢)** 議案書の7ページ議案第17号をご覧ください。

五戸町長より平成30年3月26日付け五農林第503号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案20件で、合計面積は149,198平方メートルです。

今月、20件のうち1番から3-2番までの4件は再設定で、4番からは新規の設定となります。

1番は1年間の賃貸借で、5筆で年間●●円です。

2番は20年間の使用貸借となります。

3-1は2年間の賃貸借で、賃借料は10アール当たり●●円、3-2については3年間の賃貸借で、賃借料は10アール当たり●●円となります。

4番から9-2番までは新規の賃貸借になります。

4番、8-1番、8-2番、9-1番、9-2番は5年間の賃貸借となり、5番、6番、7番については3年間の賃貸借となります。

賃借料については、4番は年間●●円、5番は年間●●円、6番は年間●●円、7番は年間●●円で、8-1、8-2については、賃借料は水利費分となっています。9-1は年間●●円、9-2は年間●●円の賃借料となっています。

12ページをご覧ください。10-1番から10-8番までは中間管理機構への貸出しになります。

10-1は2年間の使用貸借です。10-2、10-3は10年間の賃貸借になります。10-2の賃借料は10アール当たり●●円、1年にしますと●●円となります。10-3の賃借料は10アール当たり●●円です。10-4は2筆で年間●●円です。10-5は10アール当たり●●円で、年間●●円になります。10-6は10年間の賃貸借で賃借料は10アール当たり●●円、年間総額●●円となります。10-7は10アール当たり●●円、年間●●円となります。10-8については、10アール当たり●●円の賃借料となります。

以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**14番（北村）** 12ページの10-2の●●さんと支援センターの分ですけれども、ここは従来まで貸している人があったと思いますけれども、いま、新規ということになっていますが、これは解約してこういうふうになったわけですか。前の人は返したのかな。

**事務局（黒沢）** 前の人が返して、所有者の方が中間管理機構へ申し込んだということです。

**14番（北村）** わかりました

**議長（岩井）** そのほか、ご質問ございませんか。

**17番（鳥谷部孝）** いま、北村さんが質問したところを再度。これは新規になっているんだけど、借りる人はまた同じ人が借りることになっているのか。

**事務局（黒沢）** この農地については、借りるのは別の人です。

**17番（鳥谷部孝）** わかりました。

**8番（竹原）** 10ページの5番、どちらも私の隣の部落です。事務局の人たちは両方と会ったのか。

**事務局（黒沢）** 借りるほうの方とは会っています。

**8番（竹原）** 貸すほうは●●にいるからなかなか……。親戚なのか。そこまでは分からないか。ここの場所ではないけれども、私も●●さんから話があって、いっしょの場所があるんですよ。機会があったら●●さんに事務局の方で言うておいてください。2反歩くらい貸したいところがあるって。ほとんどが●●さんの所有。私の分は7畝くらいしかない。2反5畝。よろしく願います。以上。

**議長（岩井）** そのほかございませんか。よろしいでしょうか。



(「なし」の声あり。)

**議長(岩井)** なければ採決いたします。議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**議長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり承認されました。

**議長(岩井)** 次に、議案第18号「職員の任免について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**事務局(竹洞)** [議案第18号の朗読・説明]

**議長(岩井)** ここで暫時休憩します。

(休憩)

**議長(岩井)** 休憩前に引き続き会議を再開します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(岩井)** それでは採決いたします。議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**議長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定しました。

**議長(岩井)** 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって、五戸町農業委員会第4回総会を閉会いたします。



五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年4月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員